

## 長野市地球温暖化防止活動推進センター地球温暖化防止活動支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、長野市内で開催される地球温暖化防止に関するイベント等に、長野市地球温暖化防止活動推進センター（以下「センター」という。）が名義後援しまたは、事業費を補助することにより、温暖化防止活動を支援することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (支援対象団体)

第2 支援する団体は、地球温暖化防止を主な目的とする活動を市内で継続して実施している、市内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人または、非営利活動団体で、市内において温室効果ガス排出量削減のためのイベントまたは、植林体験など温室効果ガス吸収源対策のためのイベント等を主催する団体とする。ただし、政治活動、宗教活動を主たる目的とする団体を除く。

### (支援対象イベント)

第3 支援するイベント等は、市内の温室効果ガス排出量削減または、吸収源対策に資するイベント等で、イベントの開催により温室効果ガス排出量の削減が期待できるものとする。

### (名義後援の申請)

第4 名義後援を受けようとする団体の長は、センター長宛に次の各号の内容を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) イベント等主催団体の所在地、名称、代表者氏名
- (2) イベント等の名称、実施期日
- (3) イベント等の趣旨及び主な実施内容等
- (4) 主催団体の過去の主な活動状況

### (名義後援の承認)

第5 センター長は、名義後援の申請があったときは申請書類を審査し、内容が適切であると認めるときは名義後援の承認を行い、その旨対象団体長宛に書面をもって通知し、必要に応じて条件を付すものとする。

- 2 名義後援の承認を受けた団体は、対象イベント等の告知等にセンター名を記載するものとする。

### (補助金の交付)

第6 センターが名義後援したもののうち、対象団体長の申請によりイベント開催のための経費の一部または全部について、センター事業の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、長野市から他の補助金の交付がないこととし、交付金額の上限は20万円とする。

- 2 補助対象経費は、対象団体職員及び構成員の手当・人件費等、食糧費、参加者等に提供する景品類の費用、対象イベント等の活動範囲を超えて使用するものの経費及び、2万円以上の備品購入に係る経費以外の経費とする。

- 3 交付金額は、補助対象経費と、総事業費から補助金と繰越金以外の収入金額を差し引いた額を比較して少ない方の金額とする。

(補助金の申請)

第7 補助金の申請は、第4の申請書類に加えて次の各号の内容を記載した申請書を提出するものとする。

- (1) イベント等の収支予算書
  - (2) イベント等の実施により期待される温室効果ガス排出削減量
  - (3) イベント等の過去の実施状況及び今後の実施計画
- 2 センター長は、補助金の交付申請があったときは申請書類を審査し、内容が適切であると認めるときは交付決定を行い、その旨対象団体長宛に書面をもって通知し、必要に応じて条件を付すものとする。

(実績報告書)

第8 補助金交付を受けた団体の長は、対象とする事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日または、事業を実施した年度の3月15日のいずれか早い日までに次の各号の内容を記載した実績報告書をセンター長宛に提出するものとする。

- (1) 実施内容(概要のわかる写真添付)
- (2) 参加者数等
- (3) 収支決算書(第6第2項の対象経費の詳細がわかるもの。)
- (4) 領収書または請求書の写し
- (5) イベント開催による成果として想定される温室効果ガス排出削減量及び算出根拠

(補助金額の確定)

第9 センター長は、第8の報告を受けたときは報告書類等を審査し、実施されたイベント等の内容が適切であると認めるときは、補助金額を確定し、その旨対象団体長宛に書面をもって通知するものとする。

- 2 補助金の支払いは補助金額の確定後、対象団体長の請求書の提出を受けてから30日以内に行うものとする。

(補助金の支払い)

第10 前項の規定にかかわらず、必要があると認められる経費については確定以前に概算払いをすることができる。概算払いは対象団体長の概算払いを受けたい理由を記載した請求書の提出を受けて行うものとする。

- 2 センター長は、確定金額を超える金額が概算払いとして既に支払われているときは、超える部分の補助金の返還を対象団体長宛に期限を定めて要求し、対象団体長はこれに応ずるものとする。

(補則)

第11 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、センター長が別に定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。